

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

本日、人事委員会は議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を実施しました。

○ 本年の給与勧告のポイント

**3年連続で月例給、ボーナスともに引上げ
32年ぶりとなる高水準のベースアップ**

- ① 民間給与との較差(8,782円、2.38%)解消のため、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引上げ（令和6年4月遡及適用）
- ② 特別給（ボーナス）を0.10月引上げ（年間4.50月→4.60月）（令和6年12月期から）

※令和7年4月以降の給与制度の見直しについての勧告、職員の勤務条件等に関する報告も実施

内容は別添のとおり。

職員の給与等に関する 報告及び勧告の概要

【内容】

- I 本年の給与勧告のポイント
- II 給与制度のアップデート
- III 職員の勤務条件等の報告
- IV 参考資料

令和 6 年10月 9 日

群馬県人事委員会

I 本年の給与勧告のポイント

- ・ 3年連続で月例給、ボーナスともに引上げ
- ・ 32年ぶりとなる高水準のベースアップ

①民間給与との較差(8,782円、2.38%)解消のため、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引上げ（令和6年4月遡及適用）

初任給月額（行政職）

【Ⅰ類・大学卒】 224,300円（+23,400円（11.6%））

【Ⅱ類・短大卒】 209,000円（+25,800円（14.1%））

【Ⅲ類・高校卒】 192,900円（+23,000円（13.5%））

引上げ額（行政職）

月額最大26,300円、最小3,300円

平均引上げ率 2.7%

（1級 10.9%、2級 7.1%、3級 2.5%、4級～9級 1.1～1.2%）

②特別給（ボーナス）を0.10月引上げ（年間4.50月→4.60月）（令和6年12月期から）

民間との較差（0.11月）を考慮し、人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分。

＊このほか、寒冷地手当の支給月額を国に準じて11.3%引上げ 等

勧告後の職員の平均給与（一般行政職・平均年齢42.9歳）

月額： 377,540円（+8,759円）、年間給与： 634.2万円（+18.7万円）

Ⅱ 給与制度のアップデート

人事院勧告及び県の実態を踏まえ、給与制度の見直しを実施（令和7年4月実施）

給料表

- ・初任給層、若年層の給料月額的大幅引上げ（R6.4先行実施）
- ・主任から所属長級までの最低水準の引上げ
- ・部長級は隣接する級間での給料月額の重なりを解消

地域手当

- ・県内一律2.8%に引上げ（+0.3%）

扶養手当

- ・配偶者に係る手当を廃止（6,500円→0円）
- ・子に係る手当額を増額（10,000円→13,000円）

その他

- ・管理職員の平日深夜勤務に対する手当対象時間帯の拡大
- ・定年前再任用職員の手当の拡大（住居手当、特地勤務手当等）

Ⅲ 職員の勤務条件等の報告

1. 多様で有為な人材の確保・育成・活躍推進

(1) 人材の確保

任命権者とこれまで以上に一体となって

- ・オンラインを活用した採用説明会や動画配信、高等学校での業務説明機会の拡充など、**採用活動を今後もより幅広く展開**するとともに、多角的な観点から議論
- ・引き続き、**採用試験制度の見直し**に取り組む

(2) 組織力向上に資する人材育成

- ・職務を通じて幅広い**業務経験の機会**を提供
- ・**自律的・主体的なキャリア形成**への支援
- ・能力・実績に基づく人事管理のため、公平性・透明性の確保

(3) 多様な人材の活躍推進

- ・女性職員や高齢層職員を始め、すべての職員が**属性にとらわれず、能力を発揮**できる環境を整備していくことが必要

2. 時間外勤務の縮減

職員の心身の健康保持や仕事と生活の両立支援の観点から極めて重要

これまでの取組により令和5年度の知事部局の時間外勤務時間数は減少。一方で時間外勤務の限度時間（月100時間未満、複数月平均80時間以下）を超えて勤務する事例あり



- 時間外勤務制度の趣旨を理解し、**勤務状況の把握、業務の削減、所属内の業務平準化**等の取組を継続的に推進
- **臨機応変な人員配置や人員確保**などの措置を**早い段階で**講ずることが必要
- 人事委員会として**職員の健康確保へ最大限の配慮**を引き続き求める。

3.勤務環境の整備

(1) 心と体の健康づくりの推進

- ・日頃から職員との意思疎通、心身の状況等を適切に把握
- ・メンタル不調の未然防止や**勤務間インターバルの確保**に努める

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

- ・フレックスタイム制の拡充に向けて、制度の見直しと適切な運用を検討
- ・引き続きテレワークの推進・定着を図る

(3) 仕事と生活の両立支援

- ・各種休暇・休業制度の見直し及び職員への周知、意向確認の推進
- ・人員配置や業務分担の見直しを含めた支援体制の整備

(4) ハラスメント防止対策

- ・職員をあらゆるハラスメントから守ることが組織の責務
- ・**セミナーや研修の実施、相談体制の充実等**によるハラスメントの発生防止

◎ 最近の給与勧告の状況（一般行政職）

	月例給	ボーナス		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成26年	0.23%	4.10月	0.15月	7.4万円	1.2%
27年	0.23%	4.20月	0.10月	5.4万円	0.9%
28年	0.10%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.7%
29年	0.23%	4.40月	0.10月	5.4万円	0.9%
30年	0.15%	4.45月	0.05月	3.0万円	0.5%
令和元年	0.08%	4.50月	0.05月	2.4万円	0.4%
2年	勧告なし（注1）	4.45月	▲0.05月	▲2.0万円	▲0.3%
3年	勧告なし（注2）	4.30月	▲0.15月	▲5.8万円	▲0.9%
4年	0.17%	4.40月	0.10月	4.9万円	0.8%
5年	0.78%	4.50月	0.10月	8.7万円	1.4%
6年	2.37%	4.60月	0.10月	18.7万円	3.0%

（注1）民間給与との較差は、0.02%

（注2）民間給与との較差は、△0.02%

IV 参考資料

職員の給与勧告の仕組み

【内容】

- 1 給与勧告の対象職員**
- 2 給与勧告の手順**
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）**
- 4 民間給与との較差に基づく給与改定**
- 5 職員モデル給与例（一般行政職員）**

参考 1 給与勧告の対象職員

◆給与勧告対象職員：19,517人（平均年齢42.1歳）

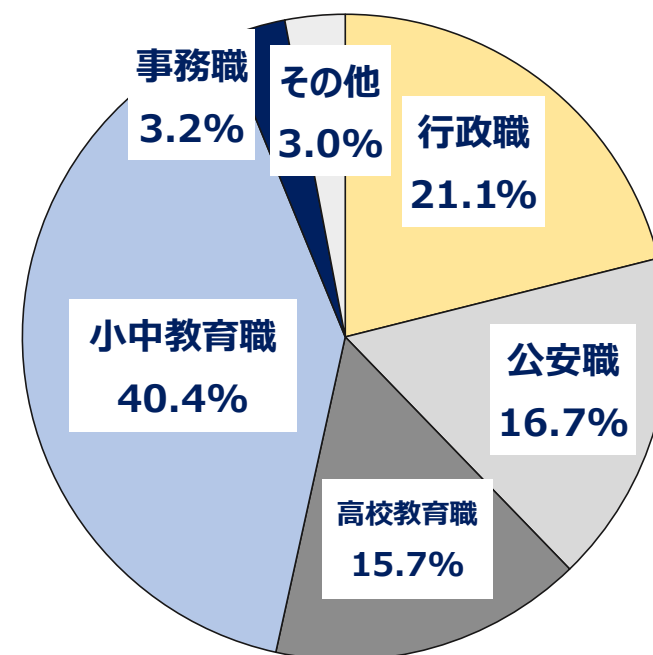
◆民間給与との比較は一般行政職員（注）4,599人※上記職員の23.6%
（平均年齢42.9歳、経験年数20.8年）

勧告対象職員の職種別割合（R 6. 4. 1）

対象外の職員

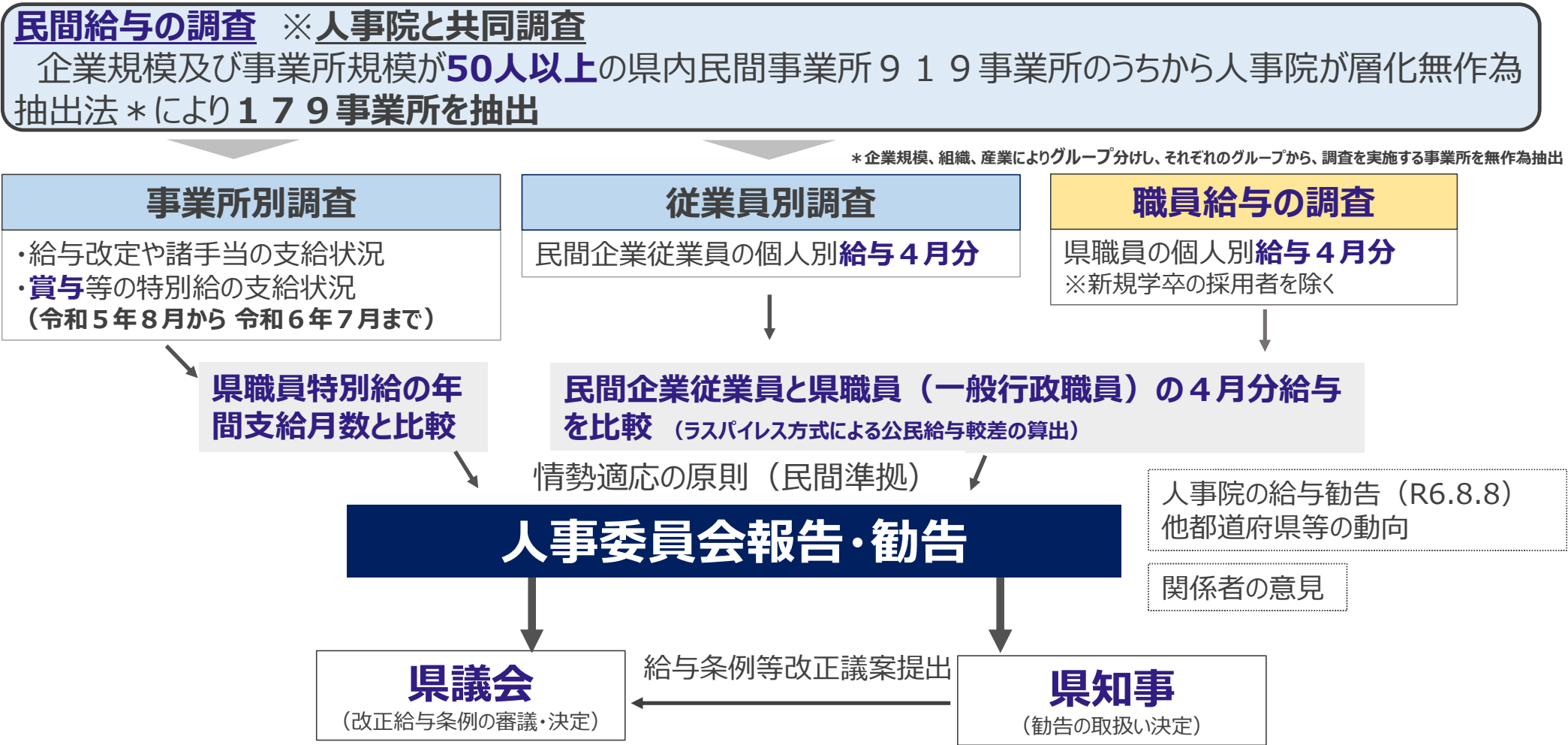
- ・ 休職、育児休業、臨時的任用及び再任用等の職員
- ・ 技能労務職員（53人）
- ・ 企業職員（企業局・病院局で約1,440人）

（注）行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員
※本年度の新規学卒の採用者（140人）を除く



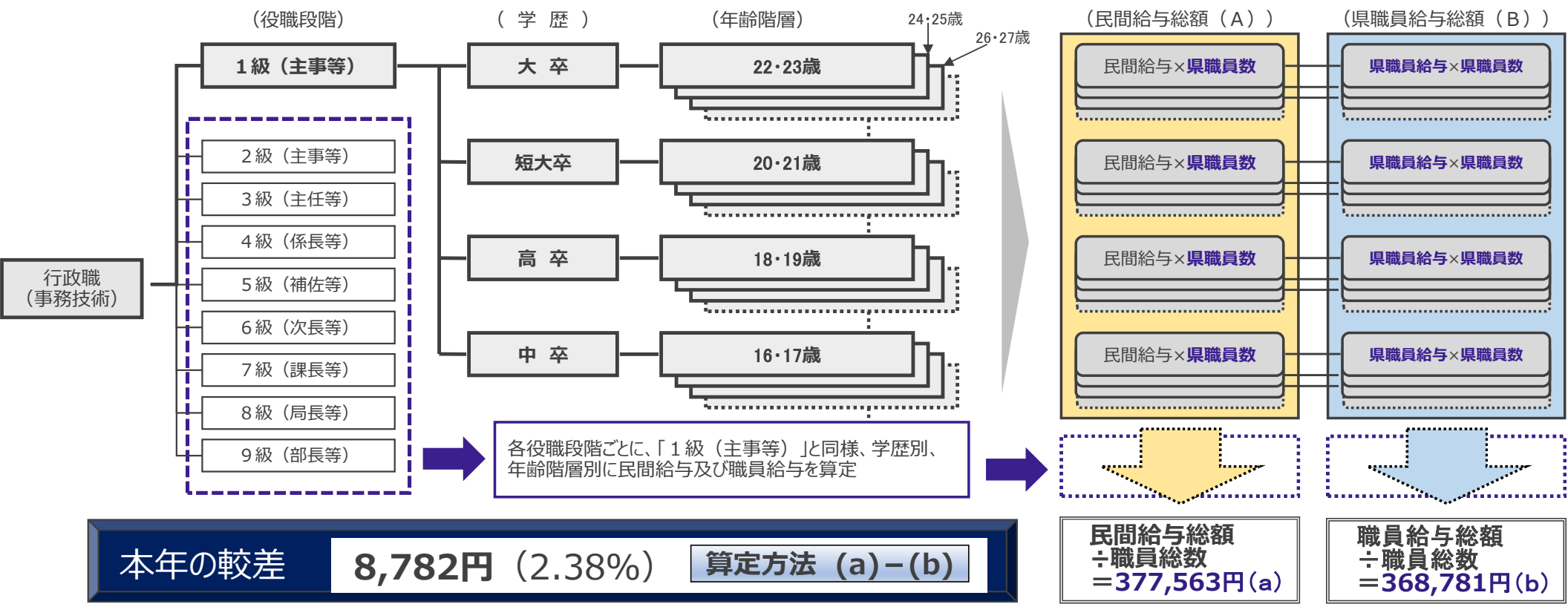
※端数処理により合計が100%にならない場合がある。

参考 2 給与勧告の手順



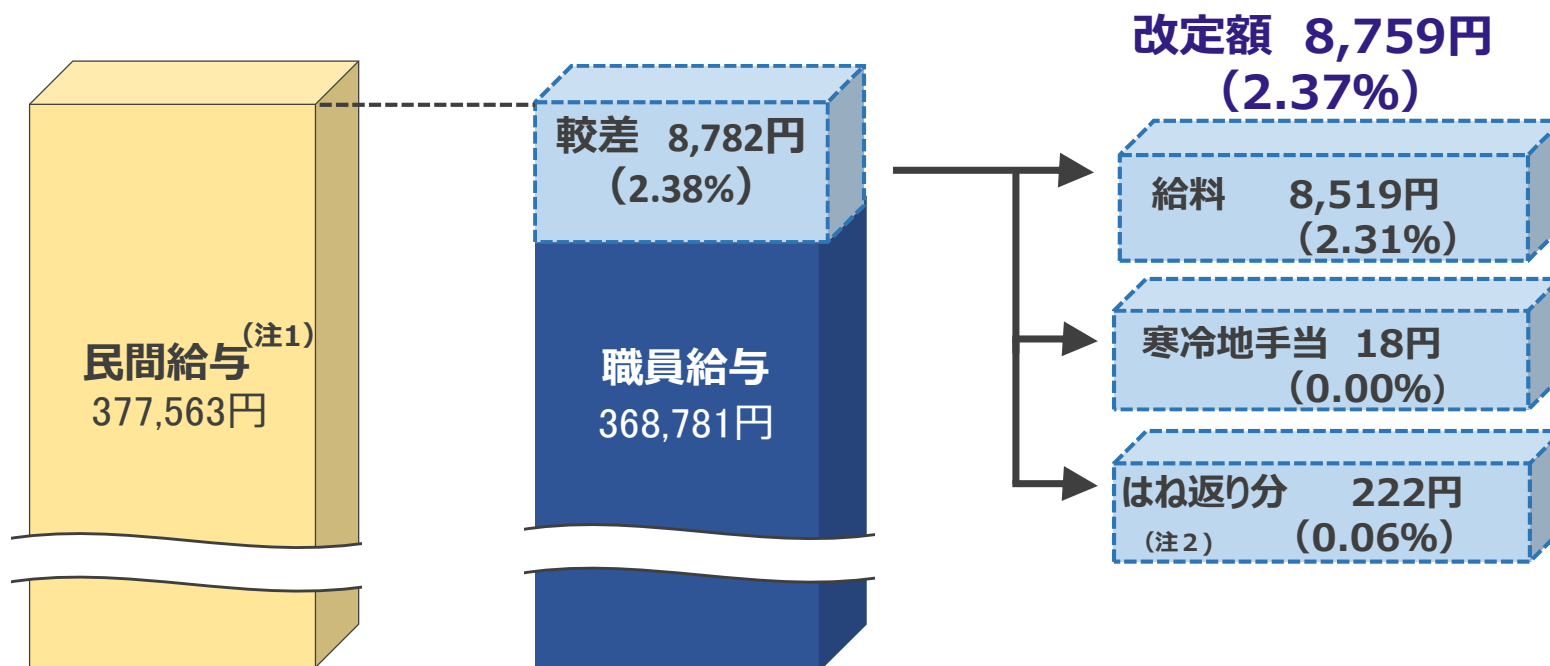
参考 3 民間給与との比較方法 (ラスパイレス比較)

◆役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較



参考 4 民間給与との較差に基づく給与改定①

◆本年4月の民間給与との較差 8,782円（2.38%）及び人事院勧告等を踏まえ、以下のとおり、給与を引き上げる勧告を行った。



- (注) 1 民間給与は、個々の職員に民間水準の給与額を支給するとした場合の額
2 「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分

参考 4 民間給与との較差に基づく給与改定②

◆ 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の賞与支給割合と職員の年間の期末手当・勤勉手当の支給月数の較差

民間の年間支給割合 (A)	職員の年間の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.61月	4.50月	0.11月

◆ 民間の支給割合に見合うよう引上げ (4.50月 → 4.60月)

引上げ分は、民間の支給割合及び人事院勧告等を踏まえ、期末手当・勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

＜一般の職員の場合の支給月数＞

	6月期	12月期	年間支給月数
令和6年度 期末手当 勤勉手当	1.225月 (支給済) 1.025月 (支給済)	1.275月 (現行1.225月) 1.075月 (現行1.025月)	2.50月 2.10月
令和7年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.25月 1.05月	1.25月 1.05月	2.50月 2.10月

計4.60月

計4.60月

参考 5 職員モデル給与例（一般行政職員）

※扶養親族がない場合

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与 額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	231,240円	381.5万円	252,355円	418.9万円	37.4万円
主任	35歳	310,370円	519.1万円	318,160円	535.5万円	16.4万円
係長	45歳	375,457円	636.4万円	379,865円	648.0万円	11.6万円
課長	55歳	496,612円	812.7万円	501,122円	825.3万円	12.6万円
部長	58歳	637,447円	1,093.3万円	643,187円	1,111.3万円	18.0万円

(注) 1 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、管理職手当及び地域手当（2.5%）を基礎に算出
2 年齢は、令和 6 年 4 月 1 日現在の満年齢
※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（子 1 人につき10,000円/月、配偶者等6,500円/月（行政職給料表 8 級及びこれに相当する職務の級である職員については3,500円/月。行政職給料表 9 級及びこれに相当する職務の級である職員については支給しない。））を支給